

注記事項

当社は、米国で一般に認められた会計原則に基づいて四半期連結財務諸表を作成しています。

1. 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理

[税金費用]

税金費用については、当連結会計年度の税引前当期純利益に対する実効税率を永久差異・税額控除・評価性引当金等を考慮して合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しています。

2. 会計処理基準に関する事項の変更

当会社及び国内子会社の有形固定資産の減価償却の方法は、従来、主として定率法を適用していましたが、2012年4月1日から、主として定額法に変更しています。

3. 繼続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

4. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。